

松本市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年 2月28日

松本市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、日本列島のほぼ中央に位置し、西に日本の屋根「北アルプス」、東に美ヶ原高原を望むことができ、自然に恵まれた山の都である。また、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、それぞれの気候や風土を活かして多品目（米・野菜・果実・畜産・花き）の農産物を生産している。

しかしながら、中山間地域では、耕作条件に恵まれない零細な農地が多く、農業従事者の高齢化も進んでいることから、遊休農地の増加が懸念されており、その発生防止・解消が課題となっている。一方平地では優良農地を中心に土地利用型の稲作や、野菜又は果樹栽培が行われていることから、担い手への農地の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、松本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (平成30年3月)	7,416 ha	34 ha	0.5 %
3年後の目標 (令和3年3月)	7,194 ha	25 ha	0.3 %
目標 (令和6年3月)	6,979 ha	22 ha	0.3 %

※現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕作面積と農地法第30条第1項の規定による利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の規定による遊休農地の合計面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

イ 上記アの利用状況調査を補完するため、毎月、8日、18日、28日を農地パトロールの日と定め、農業委員と推進委員は日常的に農地状況の把握に努めるとともに、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動も併せて実施する。

ウ 利用状況調査、利用意向調査は、担当区域の農業委員及び推進委員が連携しながら行い、必要に応じて農協等にも協力を求める。

エ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

オ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成30年3月)	7,390 ha	4,171 ha	56.4 %
3年後の目標 (令和3年3月)	7,169 ha	4,425 ha	61.7 %
目標 (令和6年3月)	6,955 ha	4,695 ha	67.5 %

※現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕作面積。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しに関わり、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、農地の受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）	
現状 （平成30年3月）	20 （ 4.7	経営体 ha ）
3年後の目標 （令和3年3月）	38 （ 22.7	経営体 ha ）
目 標 （令和6年3月）	56 （ 40.7	経営体 ha ）

※現状の数値は、平成29年度における新規参入者数。

※新規参入経営体数は、単年度新規参入経営体の目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握する。

② 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の検討を行う。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

ア 農業委員及び推進委員は、新規参入者の相談役として、農地や住宅等の斡旋や紹介など地域の受入条件の調整を図るとともに、農業次世代人材投資事業の活用や各種補助制度の紹介など、後見人としての役割を担う。

イ 中山間地域における遊休化が懸念される農地は、農地法施行規則第17条第2項に基づき、遊休農地の解消及び新規参入の促進を図ることを目的とする、別断面積の設定を積極的に進める。

【用語説明】

- 1 「遊休農地」とは農地法第32条第1項第1号及び第2号に規定する遊休農地をいう。
- 2 「担い手」とは認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営による特定農業団体・集落営農組織をいう。
- 3 「農地利用集積面積」とは担い手の自己所有地、借入地及び特定農作業受託により集積した面積をいう。